令和６年度
第２回 八千代市いじめ問題対策連絡協議会

令和７年１月２９日（水）

八千代市教育委員会　大会議室

本協議会の目的

設置根拠

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため，条例の定めるところにより設置

目的

いじめの未然防止や早期発見，初期対応等について協議するとともに，当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的とする。

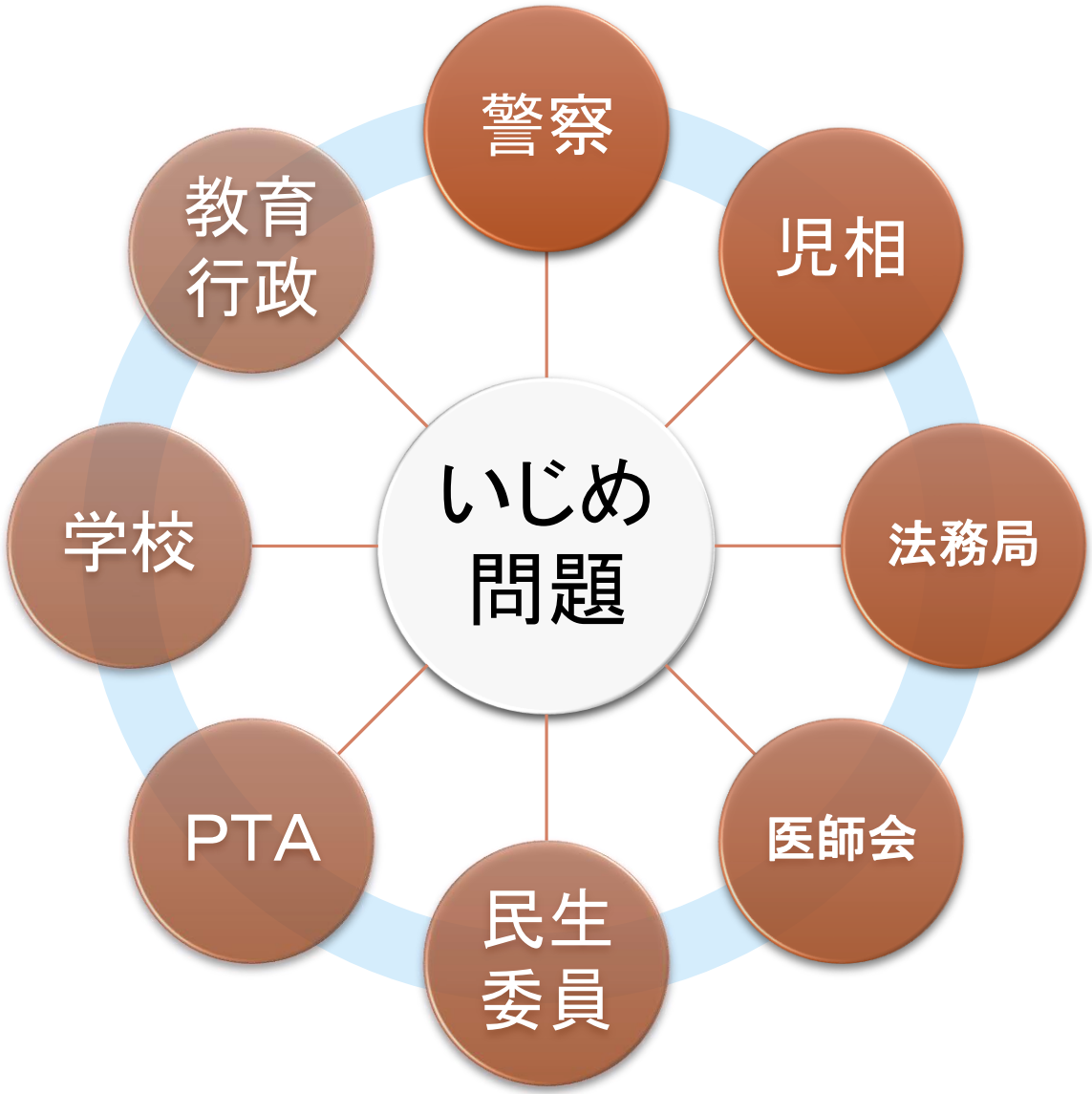

本日の流れ

報告

・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について

・重大事態の調査に関するガイドライン改訂について

協議

・八千代市のいじめ問題の現状と課題

INDEX

報　告

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について

文部科学省が全校を対象に毎年４月に実施。
調査の対象期間については令和５年度内とする。

文部科学省HP

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

令和６年８月改訂

文部科学省HP

いじめの認知件数の推移

増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する細かな見取り、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられる。

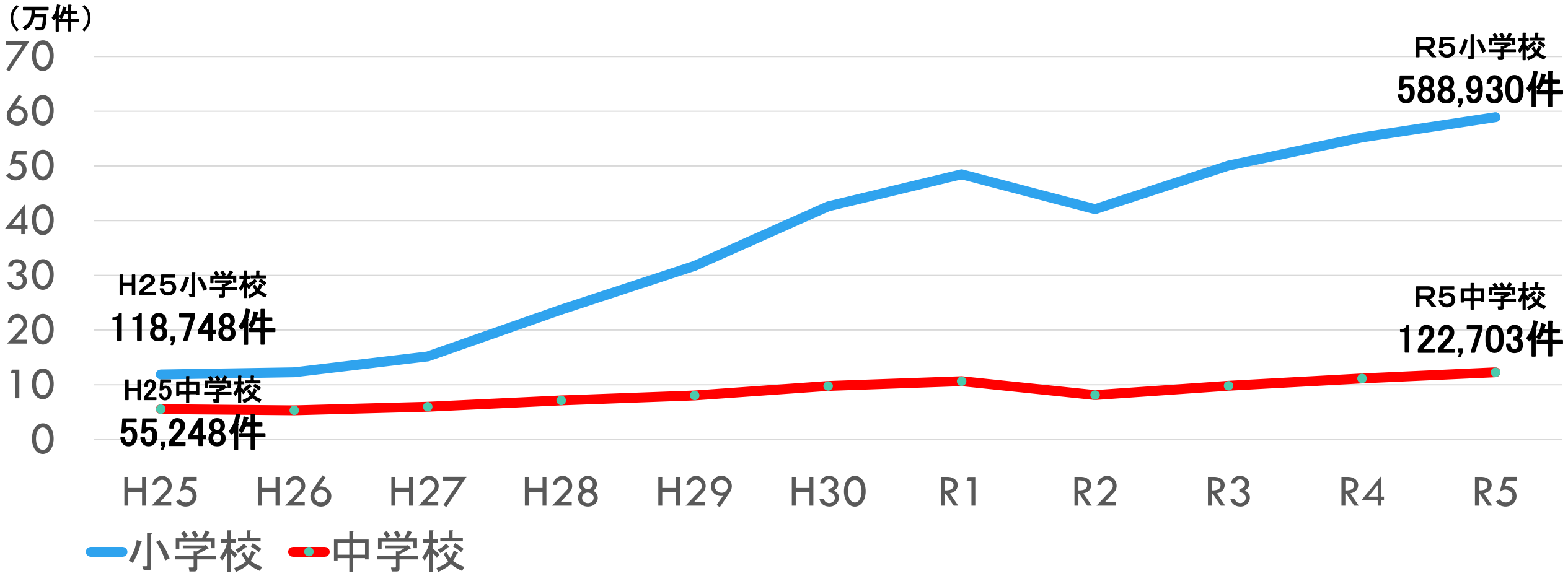

いじめの解消率の推移（全校種）

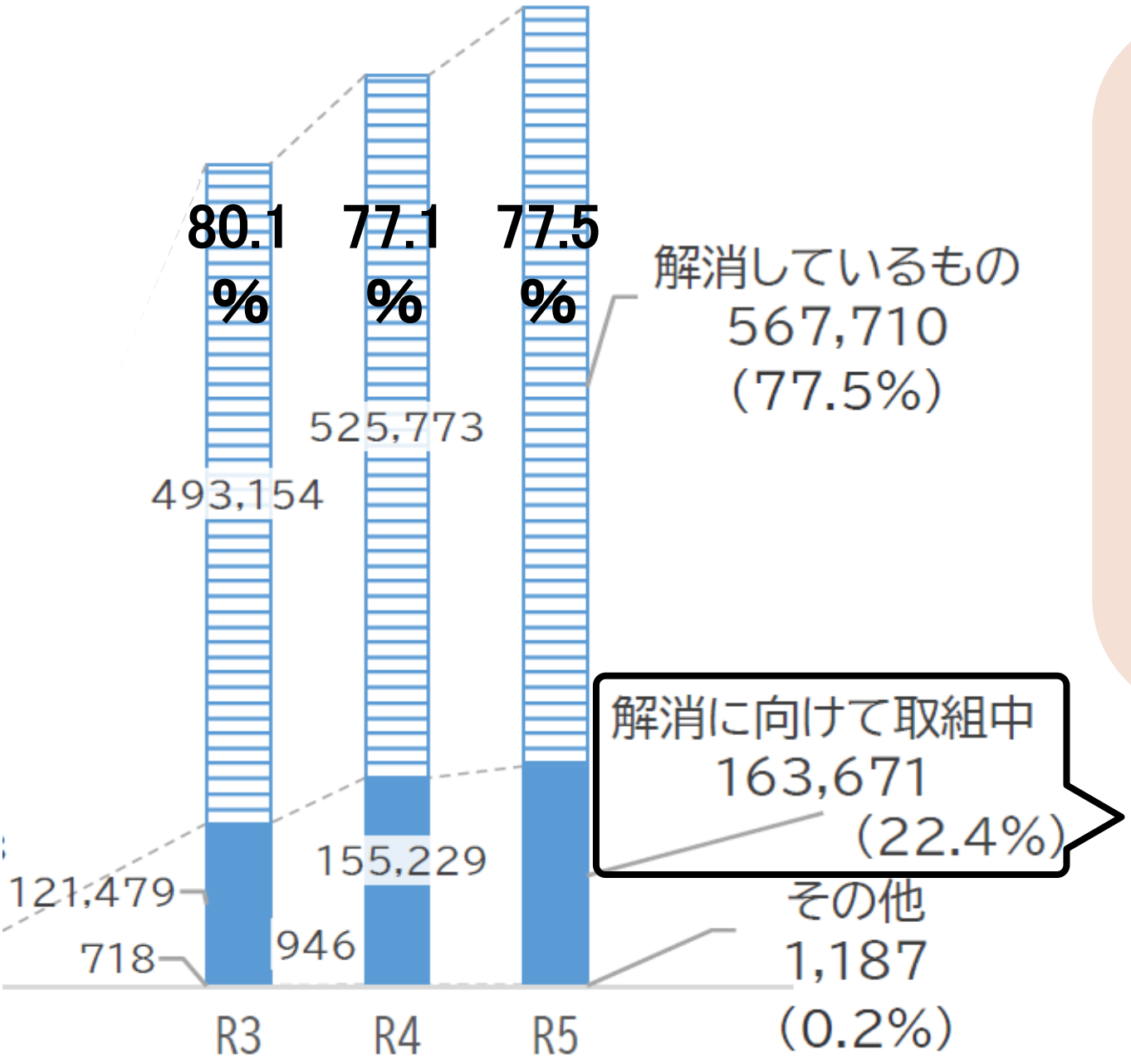

初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられる。
一方、SNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組んでいる傾向も考えられる。

3ヶ月以上が経過した割合
7．5%（小中学校では7．4%）

いじめの重大事態について

第1号 「生命・心身・財産重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等の
生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

第2号 「不登校重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等が
相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※相当の期間＝30日を目安

調査委員会発足	調査の方針を決定
いじめ調査	調査委員会による調査
調査情報提供	保護者への調査情報提供
調査報告	県教育委員会および市長への調査報告
終結または再調査	市長の判断による調査終結か第三者による再調査

いじめの重大事態の発生件数

いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があったことなどが考えられる。

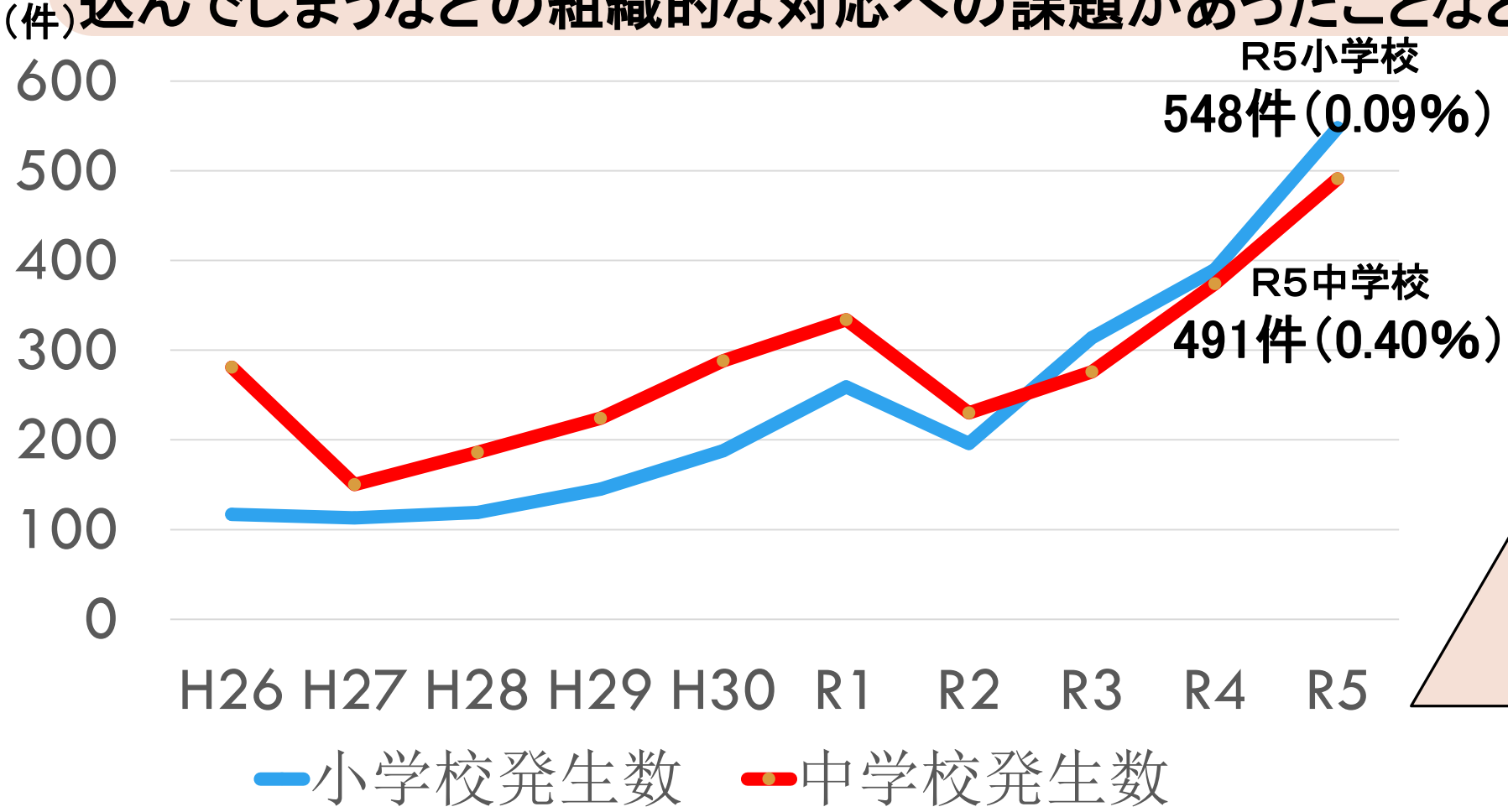

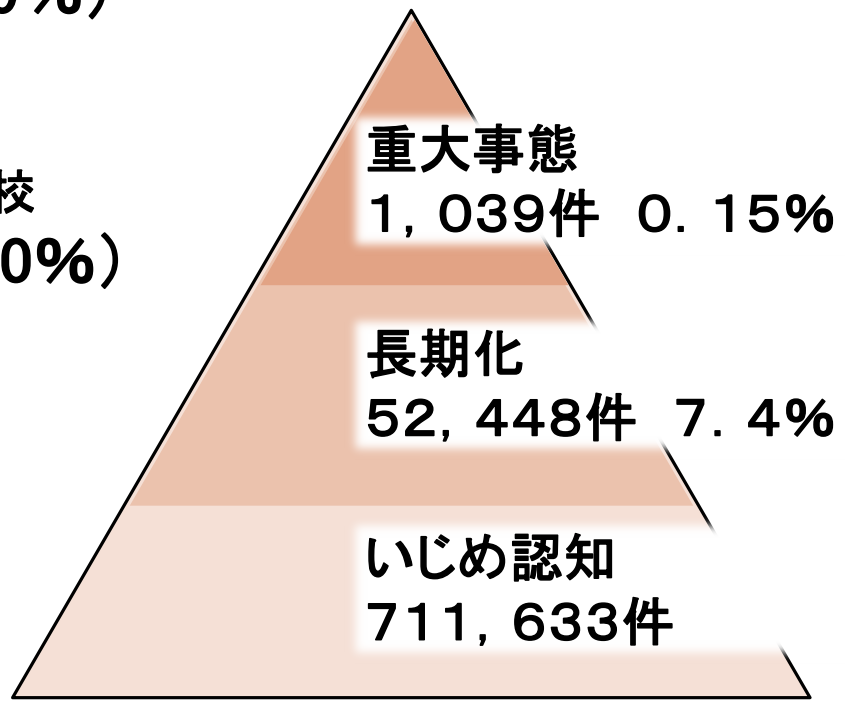

報　告

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について

文部科学省が全校を対象に毎年４月に実施。
調査の対象期間については令和5年度内とする。

文部科学省HP

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

令和6年8月改訂

文部科学省HP

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

背景

いじめ防止対策推進法の施行から10年間の課題の解消を目的とした改訂。
対応の明確化，円滑な調査と児童や保護者に寄り添った対応を促す内容。

主な改訂内容（明記されたこと）

①重大事態の未然防止と平時からの備え	いじめ防止基本方針や重大事態に関する周知
②学校等のいじめにおける基本的姿勢	学校・警察連絡員への相談・通報・情報共有
③児童生徒や保護者からの申立てへの対応	保護者からの申立て様式が提示された
④第三者が調査すべきケースや第三者の具体	自殺事態，複雑な事態，学校不信が強い事態
⑤調査等の事前説明の手順	原則，調査項目などを「見える化」して明確に示す
⑥調査すべき項目	報告書の記載例などが明示された